

09 松財第 000680 号
平成 21 年 10 月 21 日

(あて先) 各部課 (室、局) 長

総 務 部 長

平成 22 年度予算編成について

このことについて、別紙「平成 22 年度の予算編成について」のとおり予算の編成方針を定めたので、主管の長は、かかる予算編成方針に基づき、必要な書類を作成し、指定する期日までに財務課長を経て提出するよう、市長の命により通知する。

平成 22 年度の予算編成について

我が国経済は、「経済危機対策」を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待されるものの、雇用情勢は厳しい状況が続いており、民間消費は弱い動きとなっている。10月の月例経済報告においても、個人消費及び業況においては持ち直しの動きが続いており、海外経済の改善などを背景に景気の持ち直し傾向が続く一方、雇用情勢においては悪化傾向が続いており、今後一層の悪化が懸念されている。県内経済もほぼ同様で、生産は持ち直しつつあるものの、個人消費は弱まり、雇用情勢は悪化している、とされている。

国の財政（平成 20 年度一般会計決算）は、収入を本来賄うはずの税収が歳入全体の約 50%に過ぎず、約 37%は公債金収入で賄っており、また、歳出のうち約 23%が公債費に充てられ、国債残高は一般会計税収の約 10 年分である 553 兆円にも上ると見込まれている。さらに、平成 21 年度の財政運営においても、6 兆円超の税収の落ち込みが見込まれ、これを国債の新規発行で補うことにより、国債の新規発行額が税収を上回ることも予想されている。

一方、松阪市の財政（平成 20 年度普通会計決算等）は、いわゆる健全化判断比率等において健全な団体であるとされているものの、経常収支比率は 91.8%と依然として高い比率であり、財政の硬直性を否定できない。さらに、高齢社会の到来による社会保障関連経費の増大と好景気時代に建設した多くの公用・公共施設の維持管理経費と老朽化への対策が懸念される。また、平成 22 年度歳出において、主に人件費の減を見込むものの、歳入において、昨今の景況による市税収入の減、自動車関係諸税の暫定税率廃止、普通交付税における合併補正の終了等に伴い、大幅な減額が予想され、財源不足が見込まれる。

このような社会状況の中で政権政党が交代し、新たな政策の下、この閉塞感からの脱却が望まれるところであるが、地方自治に直接関わる新政権の具体的な政策については、これから徐々に明らかにされようとしている段階である。

いずれにせよ、国の一連の財政支援に依拠し、安易に事業維持拡張路線に向かうことなく、これらの支援を原資として、持続可能な自律的経営を行うため、思い切った事務の見直しと基礎体力を養うべき局面にいるということを感じ取る必要がある。合併特例という限られた期間内に、国の施策を最大限に活用し、健全な財政運営を軌道に乗せることが喫緊に課せられた命題であるならば、今まさに、自治体による経営の手腕が大いに試される舞台が用意されていると見るべきである。

このような認識の下、国の動向について情報収集に努めながら平成 22 年度予算編成に当たっていただくとともに、さらに先を見据え、1980 年代後半の好景気を背景に膨張した体質から、歳入に見合った、真に税を投入すべき施策・事業の選択と集中への転換を着実に進められたい。

記

1. 基本的事項

- (1) 歳入については、厳しい財政状況の中、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主財源の確保に努め、特に滞納分については万全の体制で臨み、徴収率向上に努力すること。
- (2) 歳出については、現下の財政状況に配慮し、徹底した見直しを行い、経費の節減・合理化を

進めること。

- (3) 予算の見積りにあたっては、国家予算、地方財政計画等が未確定な段階であるが、これらの動向についての確に把握するとともに、過大な見積りとならぬよう、また、その経費を最小限に抑え、効率的な財源活用ができるよう、主体性をもって調製すること。
- (4) 事務事業については、必要性に配慮しながら事務事業評価結果を反映すること（PDCAの徹底）とし、事業の優先順位・事業効果・後年度負担等を十分検討して、目標達成の年次を明確にすること。また、予算の執行については、事業の効果を早期に発揮し、住民福祉の増進に努めること。
- (5) 新規事業及び既存事業に係る事業費の増額については、原則としてスクラップ・アンド・ビルドにより、所要の財源を捻出すること。また、基本的には、組織や人員等の縮小を前提に、その実施方法を十分検討すること。さらに、当該事業の必要性、緊急性など事業効果等についても検討を加え、真に必要かつ緊急なものに限ること。
- (6) 重要施策については、総合計画を踏まえ、関係部局等との事前協議を十分行ったうえ、予算要求すること。
- (7) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。
- (8) 財源負担の公正を確保するため、応益負担の原則により、受益者負担の適正化に努めること。
- (9) 民間等へ委託することにより、行政運営の簡素効率化と経費節減が図られるものについては、積極的な導入に努めること。また、民間委託等検討委員会における対象事業については、費用対効果の検討を加え、予算要求すること。
- (10) 行政課題の多様化、複雑化に伴い複数の部課に関連する事業が増加しているため、これらの事業については、地域振興局を含め関係部課で十分調整のうえ、予算要求すること。
- (11) 議会及び監査委員の指摘事項については、その内容を精査検討し、予算に反映させること。
- (12) ISO14001の運用に伴う環境対策への取り組みを十分勘案し、予算に反映させること。
- (13) 「松阪市行財政集中改革プラン」は平成21年度を目標としているが、平成22年度以降については、新たに行財政改革プロジェクトチームを立ち上げるなど、新たな行財政改革大綱と実行計画の策定に向けて動き出しているところである。このようなことから、引き続き「松阪市行財政集中改革プラン」の精神を継承し、予算に反映させること。

2. 歳入に関する事項

(1) 市 税

国の税制改正の方向性及び今後の経済情勢に十分留意のうえ、確実に見込める額を計上すること。また、税負担の公平性を期すため、課税客体の把握に留意し、引き続き徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

(2) 分担金及び負担金

受益者負担の適正化に努め、受益の限度、事業の性質等を考慮し適正な額を見積ること。

(3) 使用料及び手数料

事務等に要する経費を考慮のうえ、コストに見合う適正な水準となるよう、常に見直しを行うこと。特に、3年以上にわたって改正が行われていないものについては、必ず見直しの検討を行うこと。

(4) 国・県支出金

国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に十分留意し、確実な見積りを行うこと。また、各省庁の概算要求において、補助金等総額の削減がなされている事業については、この動向を十分把握しておくこと。

なお、原則として国・県補助金の廃止及び減額に伴う市費の肩代わりは行わないので、厳に慎むこと。

(5) 市 債

将来の財政負担を十分考慮し、市債充当事業の厳正な選択を行い、市債発行額の抑制に努めること（充当率は別表「起債充当率一覧表」によること）。

(6) 受託事業収入

事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の配置・処理能力を勘案し、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な額を確保すること。

(7) 財産収入、諸収入、その他の収入

収入見込みを的確に把握し、過大過少見積りが生じないように、増収に努めること。また、指定寄附基金に積立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰り入れること。

3. 歳出に関する事項

(1) 人件費

職員の人件費については、定員適正化計画に基づいた職員数の削減を図ることとし、年間所要額を見積ること。その他各種委員等の報酬については、条例等の整備もあわせ、計上すること。なお、建設事業等の支弁に係る人件費（補助対象分）については、制度上認められる最高の率で計上すること。

(2) 扶助費

扶助費については、国における施策の動向、措置対象の傾向等を十分調査のうえ、的確な見積りを行うとともに、対象者や扶助額について見直しを行い、制度そのものの継続の合理性等を整理し、予算を要求すること。

(3) 一般事務費

一般事務費については、事務処理の簡素合理化を図り、創意工夫により経費節減に努め、必要最少額を見積ること。特に旅費、食糧費、賃金については下記事項に留意すること。

ア. 旅 費 職員の各種大会や総会への出席旅費は、原則として認めない。

宿泊を必要とする出張や県外出張は、必要最少人員とすること。

視察及び公務研修に係る旅費は、行政上効果の上がるものに厳選すること。

イ. 食糧費 経費削減について指示をしてきたところであるが、とかく市民の誤解を招きやすいので、引き続き経費の削減に努めること。

各種会議での弁当は、廃止すること。

見積りについては、目的を明確にし、厳正に算定すること。

ウ. 賃 金 過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図り、事前の職員課査定により計上すること。

(4) 普通建設事業費

- ア. 補助対象事業については、今後の国・県の予算状況や地方財政計画の動向を十分認識したうえで見積り、補助事業といえども安易に計上することなく、緊急性・必要性等を十分検討し、真に必要と認められるものに厳選すること。
- イ. 市単独事業（普通建設事業に準ずる補助金を含む。）については、今後行政上、真に必要なものであって顕著に事業効果を発揮するものに厳選するとともに、事業コストの削減を図ること。
- ウ. 事業の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効率、優先度、事業進度を十分配意のうえ、見積ること。

(5) 災害復旧事業費

過年発生に係るものについては、残事業量、施行年次割等を精査して、的確に見積ること。また、現年発生分については、応急分として前年度と同額を計上すること。

(6) 施設の運営費等

料金収入等受益者負担を徴収し運営される施設については、あらかじめ運営方法等を十分検討のうえ、見積ること。なお、既存施設についても同様の観点から再度見直しをすることとし、複数の類似施設については、そのあり方等を抜本的に見直すこと。

(7) 維持修繕費

維持修繕費については、各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。

(8) 負担金、補助及び交付金

各種負担金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮し、真に市が負担または助成すべきものであるか、補助率・対象等が妥当であるかなど再度検討のうえ、見積ること。

ア. 負担金

各種協議会等の経費に負担しているものについては、過去の経緯にとらわれることなく見直すこと。特に、協議会等の負担金については、決算書等を審査し、市負担金が過充当となっていないか十分注意すること。

イ. 補助金・交付金

補助金等については、公益上の必要性和効果を精査の上、予算計上すること。なお、平成22年度中に補助金等に関する抜本的な見直しが予定されていることに留意すること。

4. 債務負担行為、継続費

将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合は、事業規模及び年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積ること。

6. その他

その他予算要求基準、予算見積書の積算等注意点については別紙参照のこと。

7. 予算編成の日程及び提出する様式等

(1) 査定日程について (予定)

平成 21 年 12 月中旬～別途通知

(2) 提出書類について (①～⑧ごとに綴じ、各 8 部)

- ① 当初歳入予算要求書
- ② 当初歳出予算要求書 一次
- ③ 当初歳出予算要求書 二次
- ④ 継続費見積書
- ⑤ 債務負担行為見積書【継続・新規】
- ⑥ 予算要求の事業説明【2 次のみ】
- ⑦ 予算要求新規事業の概要
- ⑧ 補助金等チェック票

※①・②・③の様式は、財務会計システムによる。④・⑤・⑥・⑦・⑧の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

(3) 提出期限 平成 21 年 12 月 4 日(金) 厳守

(4) 提出先 財務課財政係

<別表>

起債充当率一覧表

事業別		充当率 (%)	事業別	充当率 (%)		
一般公共事業	河川	90	社会福祉施設整備事業	80		
	港湾	90	一般廃棄物	施設分(補助分)	90	
	道路	45		施設分(単独分)	75	
	都市計画	55		清掃運搬車	75	
	災害関連	一般分		90	用地関係	100
		湛水防除	90	施設整備事業(一般財源化分)	100	
	漁港	90	一般単独事業	一般分	75	
	農業生産基盤整備	90		地域活性化事業	75	
	農村整備(農道整備)	90		防災対策事業	防災基盤整備	75
	林道	90			公共施設等耐震化	90
公園緑地事業	90	自然災害防止			100	
公営住宅建設事業	建物	100		合併特例事業	95	
	用地	100		臨時河川等整備事業	95	
災害復旧事業	補助公共土木等	現年	100	臨時地方道整備事業	一般分	95
		過年	90		地方特定分	90
	補助農林施設	現年	80		ふるさと農道分	90
		過年	70	地域再生事業	100	
	単独公共土木等	100	過疎対策事業	100		
	単独農林施設	65	辺地対策事業	100		
	公営企業、準公営企業	100	公共用地先行取得事業	100		
学校整備 教育施設等業	建物補助	90	公営企業	100		
	建物面積差・単価差	75	病院事業	100		
	建物単独	75	介護サービス施設整備事業	100		
	安全安心な学校づくり交付金	75	下水道事業	100		
	用地	90				
	上記以外の用地	75				

予算要求基準

予算編成通知に示しているとおり、平成 22 年度も引き続き財源不足が見込まれており、依然として厳しい状況にある。

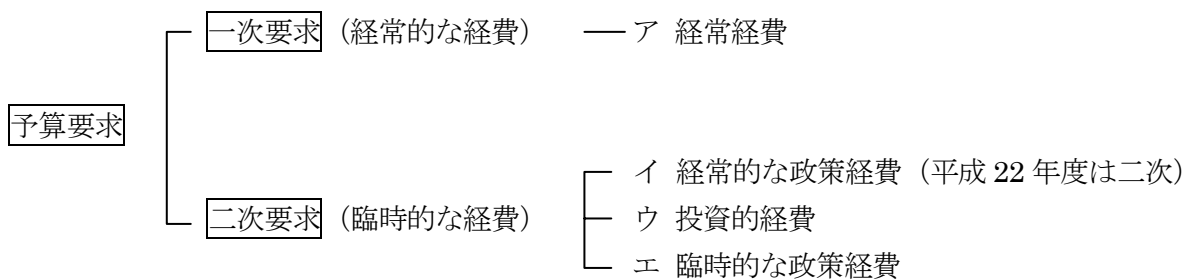
このような中で、予算編成にあたっては、全庁を挙げ、所要財源の積極的な確保に努めるとともに、事務事業全般のさらに徹底した見直しなどにより、経費の思い切った縮減・合理化に努め、本市が抱える行政課題に的確に取り組むため、次のとおり予算要求基準を設けるものとする。

1. 予算要求額（事業費ベース）は、義務的経費等を除き、原則として平成 21 年度肉付後予算額を上限とし、一般財源を枠配分以内で見積もること。また、経費区分ごとの要求基準（一般財源ベース）は、下表のとおりとする。

区分	要求基準	区分	要求基準
人件費・公債費	所要額	繰出金・一部 組合分担金	予算編成方針に則った所要額
扶助費	21年度最終予算見込みの範囲内		
投資的経費	実施計画通知額の範囲内	その他の経費	21年度肉付後予算比97%の範囲内

2. 予算要求にかかる各部局への一般財源の枠配分については、別途通知する。

予算要求の分類



○ 一次要求

ア 経常経費

- ・ 一般事務費・施設維持管理費など経常的に支払われる経費

○ 二次要求（実施計画事業として位置づけられた事業に限る）

イ 経常的な政策経費（平成 22 年度は二次）

- ・ 実施計画事業として位置づけられた事業などのうち毎年支払われる経費

ウ 投資的経費

- ・ 普通建設事業（建設補助金、県施行負担金を含む）、災害復旧事業
- ・ 100 万円以上の備品購入費

エ 臨時的な政策経費

- ・ 新規事業
- ・ 終期設定期間を越える補助金・交付金
- ・ 市独自の事業（市単扶助費など）
- ・ 建物、建築物にかかる大規模な修繕
- ・ 経常的な経費にあつて、制度の見直しなど事業内容が大幅に変更になるもの
- ・ 政策的要素の高いもの